

人について 9,100 円

- イ 国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額
(ア) 特定世帯以外の世帯 11,200 円
(イ) 特定世帯 5,600 円
- ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者(第 1 条第 2 項に規定する世帯主を除く。) 1 人について 3,500 円
- エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額
(ア) 特定世帯以外の世帯 4,200 円
(イ) 特定世帯 2,100 円
- オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者(第 1 条第 2 項に規定する世帯主を除く。) 1 人について 3,640 円
- カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1 世帯について 3,290 円
- (2) 法第 703 条の 5 に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、33 万円 に被保険者(当該納税義務者を除く。)及び特定同一世帯所属者(当該納税義務者を除く。)1 人につき 245,000 円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前号に該当する者を除く。)
- ア 国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額 被保険者(第 1 条第 2 項に規定する世帯主を除く。) 1 人について 6,500 円
- イ 国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額
(ア) 特定世帯以外の世帯 8,000 円
(イ) 特定世帯 4,000 円
- ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者(第 1 条第 2 項に

人について 7,800 円

- イ 国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額
(ア) 特定世帯以外の世帯 9,600 円
(イ) 特定世帯 4,800 円
- ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者(第 1 条第 2 項に規定する世帯主を除く。) 1 人について 3,000 円
- エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額
(ア) 特定世帯以外の世帯 3,600 円
(イ) 特定世帯 1,800 円
- オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者(第 1 条第 2 項に規定する世帯主を除く。) 1 人について 3,120 円
- カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1 世帯について 2,820 円
- (2) 法第 703 条の 5 第 1 項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、法第 314 条の 2 第 2 項に規定する金額に被保険者(当該納税義務者を除く。)及び特定同一世帯所属者(当該納税義務者を除く。)1 人につき 245,000 円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前号に該当する者を除く。)
- ア 国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額 被保険者(第 1 条第 2 項に規定する世帯主を除く。) 1 人について 5,200 円
- イ 国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額
(ア) 特定世帯以外の世帯 6,400 円
(イ) 特定世帯 3,200 円
- ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者(第 1 条第 2 項に

規定する世帯主を除く。) 1人について 2,500円
工 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等
課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応
じ、それぞれに定める額

(ア) 特定世帯以外の世帯 3,000円

(イ) 特定世帯 1,500円

オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額
介護納付金課税被保険者(第1条第2項に規定する世帯
主を除く。) 1人について 2,600円

カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1
世帯について 2,350円

法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額
の合算額が法第314条の2第2項に規定する金額に被保険者及び
特定同一世帯所属者1人につき350,000円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前2号に該当する者を除く。)

ア 国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額 被保険者(第
1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について 2,600円

イ 国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額 次に掲げる世
帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) 特定世帯以外の世帯 3,200円

(イ) 特定世帯 1,600円

ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被
保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除
く。) 1人について 1,000円

エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世
帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) 特定世帯以外の世帯 1,200円

(イ) 特定世帯 600円

オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金
課税被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人につ
いて 1,040円

カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯につい
て 940円

規定する世帯主を除く。) 1人について 2,000円
工 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等
課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応
じ、それぞれに定める額

(ア) 特定世帯以外の世帯 2,400円

(イ) 特定世帯 1,200円

オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額
介護納付金課税被保険者(第1条第2項に規定する世帯
主を除く。) 1人について 2,080円

カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1
世帯について 1,880円

(特例対象被保険者等に係る国民健康保険税の課税の特例)

第23条の2 国民健康保険税の納税義務者である世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が特例対象被保険者等(法703条の5の2第2項に規定する特例対象被保険者等をいう。第23条の3において同じ。)である場合における第3条及び前条の規定の適用については、第3条第1項中「規定する総所得金額」とあるのは「規定する総所得金額(第23条の2に規定する特例対象被保険者等の総所得金額に給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得については、所得税法第28条第2項の規定によって計算した金額の100分の30に相当する金額によるものとする。次項において同じ。)」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、前条中「総所得金額」とあるのは「総所得金額(次条に規定する特例対象被保険者等の総所得金額に給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得については、所得税法第28条第2項の規定によって計算した金額の100分の30に相当する金額によるものとする。次号((及び第3号))において同じ。)」とする。

(特例対象被保険者等に係る申告)

第24条の2 国民健康保険税の納税義務者である世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が特例対象被保険者等である場合には、当該納税義務者は、離職理由その他の事項で市長が必要と認める事項を記載した申告書を市長に提出しなければならない。

2 前項の申告書を提出する場合には、当該納税義務者は、雇用保険受給者資格者証(雇用保険法施行規則(昭和50年労働省令第3号)第17条の2第1項第1号に規定するものをいう。)その他の特例対象被保険者等であることの実を証明する書類を提示しなければならない。

附 則

(公的年金等に係る所得に係る国民健康保険税の課税の特例)

5 当分の間、世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が、前年中に所得税法(昭和40年法律第33号)第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規

附 則

(公的年金等に係る所得に係る国民健康保険税の課税の特例)

5 当分の間、世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が、前年中に所得税法(昭和40年法律第33号)第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規

定する公的年金等控除額(年齢65歳以上である者に係るものに限る。)の控除を受けた場合における第23条の規定の適用については、同条中「法第703条の5に規定する総所得金額」とあるのは、「法第703条の5に規定する総所得金額(所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得については、同条第2項第1号の規定によって計算した金額から15万円を控除した金額によるものとする。)」とする。

6~9略

(上場株式等に係る譲渡損失の損益通算及び繰越控除に係る国民健康保険税の課税の特例)

10 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の2の6第11項又は第15項の規定の適用を受ける場合における附則第6項の規定の適用については、同項中「上場株式等に係る配当所得の金額」とあるのは「上場株式等に係る配当所得の金額(法附則第35条の2の6第11項又は第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)」とする。

定する公的年金等控除額(年齢65歳以上である者に係るものに限る。)の控除を受けた場合における第23条の規定の適用については、同条中「法第703条の5第1項に規定する総所得金額」とあるのは、「法第703条の5第1項に規定する総所得金額(所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得については、同条第2項第1号の規定によって計算した金額から15万円を控除した金額によるものとする。)」とする。

6~9略

(上場株式等に係る譲渡損失の損益通算及び繰越控除に係る国民健康保険税の課税の特例)

10 世帯主又はその世帯の属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の2の6第11項又は第15項の規定の適用を受ける場合における附則第6項の規定の適用については、同項中「上場株式等に係る配当所得の金額」とあるのは「上場株式等に係る配当所得の金額(法附則第35条の2の6第11項又は第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)」とする。